

事 務 連 絡
平成28年 4月20日

各都道府県薬務主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る
医薬品等支援物資の通関等について(依頼)

今般の地震による被災に対し、諸外国から支援物資として医薬品等が輸入されること等が予想されます。

これらの輸入については、いわゆる「個人輸入」として、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」(平成27年11月30日付薬生発1130第1号)に基づき、輸入者が、通関前に地方厚生局に対し「医薬品等輸入報告書」の届出を行う必要があります。

しかし、供与先が特定されていない支援物資については、当該届出が行えないことから、支援物資を迅速に被災地に届ける必要性に鑑み、当分の間、被災者向けの支援物資については、医薬品等が梱包されていても、「医薬品等輸入報告書」の確認を行わず通関することとしました。

貴都道府県の薬務担当者におかれましては、災害担当部署と連携のうえ、受領した支援物資に医薬品等が梱包されていた場合は、その品目名及び数量についてご確認いただき、その結果を当課(連絡先は下記のとおり)まで報告くださいますようお願いいたします。

連絡先：医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課輸入監視係
電話 03-3595-2436 / FAX 03-3501-0034